

〇〇〇自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成および任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 出火防止、初期消火に関する事。
- (5) 救出・救護に関する事。
- (6) 避難誘導に関する事。
- (7) 災害危険箇所等の把握に関する事。
- (8) 情報の収集伝達に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材に関する事。

3 自主防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙のとおり自主防災組織の編成および任務分担を定める。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚のため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織および防災計画に関する事。
- ② 地震、火災および水害等についての知識に関する事。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関する事。
- ⑤ 食料等を3日分以上確保することの重要性に関する事。

⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催および参加促進
- ③ その他

(3) 実施時期

火災予防運動期間および防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

- ① 消火訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 給食・給水訓練
- ⑤ 情報収集・伝達訓練
- ⑥ その他

(2) 訓練の回数および時期

訓練は、年〇回以上、随時実施する。

6 出火防止および初期消火

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止

- ① 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と周辺の整理整頓
- ② 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
- ③ 石油など危険物品等の安全管理
- ④ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況確認

(2) 初期消火

- ① 家庭における消火器、水バケツの配備
- ② 地区内の消火器等設置場所の確認
- ③ その他

7 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への搬送

救出・救護班員は応急処置の後、防災関係機関の設置する仮設救護所に搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、自主防災組織での救出救護が困難な場合は、市対策本部や防災関係機関等に救助を求める。

8 避難誘導

(1) 避難の勧告・指示

市災害対策本部長（市長）から避難勧告・指示が発令されたとき（住民への周知は、防災行政無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等）または、火災の延焼拡大等により人命危険が生じ、必要であると認めたときは、自主防災組織の災害対策本部長（区長）は、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災組織の災害対策本部長（区長）の避難誘導の指示を受けた時は、住民を指定避難所等へ避難誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市の要請により協力するものとする。

9 災害危険箇所等の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険箇所、地域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害事象等
- ④ その他

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 過去の災害記録等の検証
- ④ 地域内のパトロール

10 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員および物資配分班は、市等から配布された食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員および物資配分班は、市等から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) マップ等の作成

災害時において、災害時要援護者の避難状況等の把握は非常に重要であり、日頃より地域住民の協力を得ながら、マップ等を作成し、災害時要援護者の把握に努める。

(2) 避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の管理については、定期的な点検を実施し、常に使用可能な状態を保つ。

備考

※ この計画書は、参考例です。実際に作成の際は、各自治会の実情に合わせて作成してください。